

第1日

平成24年9月4日（火）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） おはようございます。

これより平成24年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から9月25日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの22日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

17番手嶋栄治議員

18番実藤輝夫議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告1件、議案23件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成24年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について1件、決算の認定について12件、補正予算について6件、条例の一部改正及び条例の制定について3件、訴えの提起について1件、市道路線の認定について1件、合計24件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第11号平成23年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合には経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て財政の早期健

全化を図らなければならないものとなっております。

なお、本市の平成23年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

次に、第59号議案から第68号議案につきましては、平成23年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

第69号議案及び第70号議案につきましては、平成23年度朝倉市工業用水道事業及び朝倉市水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて、議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算6件について説明申し上げます。

第71号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）につきましては、再生可能エネルギー導入可能性調査経費、緊急雇用創出事業経費、介護施設開設準備等特別対策事業に対する補助金、新規就農者に対する給付金、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ5億8,678万5,000円を追加し、予算総額を284億4,687万5,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、旧杷木町中央公民館跡地の売却代金を公共施設等整備基金へ積み立てる経費、下池田定住促進住宅団地の地盤対策経費、平成23年度決算に伴う繰越金を将来の起債償還に充てるために減債基金へ積み立てる経費等に5億2,138万5,000円を計上いたしました。

民生費では、介護施設開設準備のための補助金として1,080万円を計上いたしました。

衛生費では、再生可能エネルギー導入の可能性調査委託経費、杷木地域し尿中継施設改修経費に1,435万2,000円を計上いたしました。

労働費では、緊急雇用創出事業費として2,015万2,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、新規就農者へ対する給付金等に509万6,000円を計上いたしました。

教育費では、上須川地区ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査経費1,500万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う主な財源といたしまして、国庫支出金56万2,000円、県支出金3,719万2,000円、財産収入3,950万円、繰越金8億5,483万3,000円、諸収入1,613万7,000円を計上いたしました。なお、繰入金については、財政調整基金繰入金を3億6,143万9,000円を減額計上いたしました。

第72号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金を、財政調整基金へ積み立てる経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ734万1,000円を追加し、予算総額を1,781万4,000

円といたしました。

第73号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第74号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び第75号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成25年度から27年度まで下水道の窓口業務等を民間委託する経費について、債務負担行為を設定するものであります。

第76号議案平成24年度朝倉市水道会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、サンポート配水管の筑前町への無償譲渡に伴うその他特別損失について、支出に9,375万6,000円を計上し、支出合計を5億7,743万2,000円といたしました。

また資本的収入及び支出におきまして、収入に杷木新浜区配水管施設工事に伴う企業債250万円を増額し、収入合計を1億4,641万3,000円とし、支出に同工事費250万円を増額し、支出合計を2億357万円といたしました。

次に、第77号議案朝倉市防災会議条例及び朝倉市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第78号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める必要が生じたのでこの条例を制定しようとするものであります。

第79号議案朝倉市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定につきましては、地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を拡大したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第80号議案訴えの提起につきましては、朝倉市住宅新築資金等貸付金に係る債権の消滅時効を中断させ、債権回収を図るため、貸付金返済請求の訴えを提起する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第81号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、千木1号線を市道路線に認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中人事案件につきましては、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ御報告申し上げ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について、紹介議員の説明を求めます。16番草場重正議員。

(16番草場重正君登壇)

○16番(草場重正君) 拉致問題意見書決議に関する請願書の趣旨の説明を申し上げます。

拉致の首謀者と言われている北朝鮮の権力者であった金正日が昨年12月に死去いたしました。その指揮のもとに実行された拉致は、無辜の民の人生を狂わせる非人道的行為であり、かつ国家の主権を侵犯する重大な犯罪であります。この蛮行は決して許されるべきものではなく、一日も早く人生を奪われた被害者の救出が求められています。

拉致問題解決は、北朝鮮の指導体制が変わった今が好機であります。拉致被害者の御家族も次第に亡くなられており、悲痛な思いのまま人生を終えなければならない無念は察して余りあるものがあります。国家は、国民の生命と財産を保障すべき義務があり、現在の政府には拉致被害者を全員救出する重い責務があります。

すなわち拉致被害者の全員帰国の実現のために政府を動かすことが肝要であり、ぜひとも本議会において別紙の意見書決議を可決し、政府に送付していただきますようお願いを申し上げます。

(16番草場重正君降壇)

○議長(手嶋源五君) 紹介議員の説明が終わりました。

お諮りいたします。第59号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く19名の皆さんを指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました19名の皆さんを決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時15分散会